令和5年和泉市議会第2回定例会議案書(条例案)目次

種別及び番号	件 名	摘	要
議案第35号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	Р.	2
議案第36号	和泉市税条例等の一部を改正する条例制定について	Р.	5
議案第38号	和泉市景観条例制定について	Р.	3 4
議案第39号	和泉市観音寺地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例制定について	Р.	4 6
議案第40号	和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	Р.	5 1
議案第42号	和泉市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について	Р.	5 8
■ 議案第43号	和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	Р.	6 1

議案第 35 号

- 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月12日提出

和泉市長 计 宏康

理 由

防疫作業手当の特例の対象から新型コロナウイルス感染症対策業務を除き、特定新型インフルエンザ等に該当する感染症が発生した際の 当該感染症に係る業務を新たに対象とするために、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(案)

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年和泉市条例第14号)の一部を次のように改正する。 次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	IΒ
附則	附則
1 略	1 略
(防疫作業手当の特例)	(防疫作業手当の特例)
2 第3条の規定にかかわらず、職員が、特定新型インフルエンザ	2 第3条の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症を指定
等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第3	感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に
1号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新	規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス
型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対	<u>感染症」という。)に関する業務に従事したときの防疫作業手当</u>
策本部が設置されたもの(市長が定めるものに限る。)をい	<u>は、</u> 職員が、 <u>次に掲げる業務</u> に従事したとき <u>に</u> 支給 <u>するものと</u> す
<u>う。)から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に</u>	る。
<u>係る作業であって市長が定めるもの</u> に従事したとき <u>は、防疫作業</u>	(1)新型コロナウイルス感染症の患者に接する業務
<u>手当を</u> 支給する。	(2) 新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある者に接
	する業務で、規則で定めるもの
	(3) 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、又は付着して
	いる疑いのある物の処理で、規則で定めるもの

新	旧
3 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、1,500	3 前項の防疫作業手当の額は、勤務1回につき3,000円とす
円(緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担	る。ただし、前項第1号又は第2号に掲げる業務のうち規則で定
を与えると市長が認めるものに従事した場合にあっては、4,0	めるものは、勤務1回につき4,000円とする。
00円)を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて市	
長が定める額とする。	

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 36 号

和泉市税条例等の一部を改正する条例制定について

和泉市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月12日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

地方税法(昭和25年法律第226号)の改正により、森林環境税導入に伴う徴収方法等の新設、大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税減額措置の創設、軽自動車税種別割に係る区分の見直し及び軽減措置の適用期限の延長、軽自動車税に係る燃費・排ガス不正行為に対する特例加算割合の引上げを行うとともに、その他所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第

和泉市税条例等の一部を改正する条例(案)

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

(和泉市税条例の一部改正)

第1条 和泉市税条例(昭和35年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。 新

第20条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月1 第20条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴した月の翌月10 0日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式若 しくは第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定によ り総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければなら ない。

(法人の市民税の申告納付)

第21条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条 第21条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条 の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定に よる申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告」 書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の 申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、 同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及び

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は 施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納 入書によって納入しなければならない。

旧

(法人の市民税の申告納付)

の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定に よる申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告 書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の 申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、 同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及び

その申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定に より提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則 第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により 納付しなければならない。

$2 \sim 4$ 略

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の 規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金 を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第 31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された 納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日 までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申) 告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合におい て、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出 期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する 日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて 計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4 様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなけれ ばならない。

6 略

その申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定に より提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則 第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

$2 \sim 4$ 略

規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金 を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第 31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された 納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日 までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申 告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合におい て、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出 期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する 日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて 計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4 様式による納付書により納付しなければならない。

略 6

7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する

申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があ ったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第 2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初 申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提 出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを 含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、 当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の 提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金 の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額 に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間 (詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321 条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予 知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の1 6の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間 に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該<u>当初申告書</u>の提出により納付すべき税額の納付があった 日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合 には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日ま での期間

(2) 略

申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があ ったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第 2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初 申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提 出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを 含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、 当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の 提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金 の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額 に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間 (詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321 条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予 知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の1 6の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間 に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該<u>申告書</u>の提出により納付すべき税額の納付があった日 (その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合に は、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日まで の期間

(2) 略

旧

8~14 略

- 15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法|15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法 第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があった ときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の 第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項 前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新 たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第116 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第 14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは 第6項の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分が あった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告 については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内 国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、こ の限りでない。

(たばこ税の申告納付の手続)

第39条の5 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者 第39条の5 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者 (以下この章において「申告納税者」という。) は、毎月末日まで に、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造た ばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この章におい て「課税標準数量」という。) 及び当該課税標準数量に対するたば

8~14 略

- 第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があった ときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以降の 第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項 前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以降新 たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは 第6項の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分が あった日の翌日以降の第12項後段の期間内に行う第9項の申告 については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内 国法人が、同日以降新たに同項後段の書類を提出したときは、こ の限りでない。

(たばこ税の申告納付の手続)

(以下この章において「申告納税者」という。) は、毎月末日まで に、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造た ばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この章におい て「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたば

こ税額、法第469条第1項の規定により免除を受けようとする 場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るた ばこ税額並びに法第477条第1項の規定により控除を受けよう とする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額そ の他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告 書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号 の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によっ て納付しなければならない。この場合において、当該申告書に は、法第469条第3項に規定する書類及び法第477条第1項 の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載 した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければなら ない。

$2 \sim 4$ 略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に 5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に 係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、 その延長された納期限。第39条の7第2項において同じ。)の翌 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6 パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌 日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセ ント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し

こ税額、法第469条第1項の規定により免除を受けようとする 場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るた ばこ税額並びに法第477条第1項の規定により控除を受けよう とする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額そ の他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告 書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号 の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。こ の場合において、当該申告書には、法第469条第3項に規定す る書類及び法第477条第1項の返還に係る製造たばこの品目ご との数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式に よる書類を添付しなければならない。

$2 \sim 4$ 略

係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、 その延長された納期限。第39条の7第2項において同じ。)の翌 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6 パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌 日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセ ント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し

旧

て、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様 式による納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第39条の7 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483 第39条の7 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483 条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、 当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重 加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34 号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によ って納付しなければならない。

2 略

附則

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡) 所得に係る市民税の課税の特例)

第10条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人 第10条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人 の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規 定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第 1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡 (同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。) をした 場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)

て、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付し なければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、 当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重 加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34 号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

2 略

附則

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡 所得に係る市民税の課税の特例)

の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規 定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第 1項に規定する土地等をいう。次項及び附則第12条第2項にお いて同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。 次項及び附則第12条第2項において同じ。)をした場合におい て、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第 に該当するときにおける前条第1項の規定の適用(次条の規定の 適用があるときを除く。<u>次項において同じ。</u>)については、<u>前条第 1項</u>中「法附則第34条第4項」とあるのは、「法<u>附則第34条の</u> 2第4項」とする。

2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の 2 個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項 に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項の規定により課する市民税の所得割について準用する。 この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

(大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第13条の8の3 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定

2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則附則第13条の3第5項に規定するところにより証明がなされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項の規定の適用(次条の規定の適用があるときを除く。)については、同項中「法附則第34条第4項」とあるのは、「法附則第34条の2第1項」とする。

2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項の規定により課する市民税の所得割<u>(次条の規定の適用があるときを除く。)</u>について準用する。<u>この場合において</u>当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

新 旧 マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適 用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定 する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し た申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付 して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏 名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出 する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 (読替規定)

第13条の10 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第一第13条の10 法附則第15条から第15条の3の2まで、第6 63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第24 条の5中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」と あるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで 又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条 とする。

(読替規定)

3条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限 り、第24条の5中「又は第349条の3の4から第349条の 5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349 条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63 条若しくは第64条」とする。

新	旧
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第13条の11 略	第13条の11 略
2 略	2 略
3 法 <u>附則第15条第25項第1号</u> に規定する市町村の条例で定め	3 法 <u>附則第15条第26項第1号</u> に規定する市町村の条例で定め
る割合は、3分の2とする。	る割合は、3分の2とする。
4 法 <u>附則第15条第25項第2号</u> に規定する市町村の条例で定め	4 法 <u>附則第15条第26項第2号</u> に規定する市町村の条例で定め
る割合は、4分の3とする。	る割合は、4分の3とする。
5 法 <u>附則第15条第25項第3号</u> に規定する市町村の条例で定め	5 法 <u>附則第15条第26項第3号</u> に規定する市町村の条例で定め
る割合は、2分の1とする。	る割合は、2分の1とする。
6 法 <u>附則第15条第32項</u> に規定する市町村の条例で定める割合	6 法 <u>附則第15条第33項</u> に規定する市町村の条例で定める割合
は、2分の1とする。	は、2分の1とする。
7 法 <u>附則第15条第33項</u> に規定する市町村の条例で定める割合	· 7 法 <u>附則第15条第34項</u> に規定する市町村の条例で定める割合
は、3分の2とする。	は、3分の2とする。
8 略	8 略
9 法 <u>附則第15条の9の3第1項</u> に規定する市町村の条例で定め	9 法 <u>附則第64条</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、 <u>0</u> と
る割合は、 <u>3分の1</u> とする。	する。
	(軽自動車税の環境性能割の非課税)
	第14条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項
	において準用する場合を含む。) に掲げる3輪以上の軽自動車(自
	家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該

新	IB
121	
	3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年1
	2月31日までの間(附則第14条の6第3項において「特定期
	間」という。) に行われたときに限り、第31条第1項の規定にか
	かわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。
(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)	(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)
<u>第14条の2</u> 略	<u>第14条の2の2</u> 略
(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)	(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)
<u>第14条の2の2</u> 略	<u>第14条の2の3</u> 略
2~4 略	$2\sim4$ 略
(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)	(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)
第14条の6 略	第14条の6 略
2 略	2 略
	3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第3
	1条の6(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用につ
	いては、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、
	これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」と
	<u>する。</u>
(軽自動車税の種別割の税率の特例)	(軽自動車税の種別割の税率の特例)
第15条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に	第15条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に
対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両	対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両

番号の指定(次項から<u>第4項</u>までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第32条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽 2 自動車に対する第32条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

番号の指定(次項から<u>第8項</u>までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第32条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽 自動車に対する第32条の規定の適用については、当該軽自動車 が<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日</u>までの間に初回車両 番号指定を受けた場合には<u>令和3年度分</u>の軽自動車税の種別割に 限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字 句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条 第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において 「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第 32条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2 年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定

新	IΒ
	を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、後
	の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ
	れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
	第32条第2号イ及びウ 3,900円 2,000円
	6,900円 3,500円
	10,800円 5,400円
	3,800円 1,900円
	5,000円 2,500円
	4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽目
	動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを限
	く。) に対する第32条の規定の適用については、当該ガソリン軸
	自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初
	回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の利
	別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に打
	げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
	第32条第2号イ及びウ 3,900円 3,000円
	6,900円 5,200円
	10,800円 8,100円
	3,800円 2,900円
	5,000円 3,800円

	T
新	旧
	5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽
	自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第32条の規定の適
	用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3
	月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年
	度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月
	1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受け
	た場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の
	表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ
	ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
	6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽
	自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第32条の規定の
	適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年
	3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4
	年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4
	月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受
	けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項
	の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ
	れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
3 法 <u>附則第30条第3項</u> の規定の適用を受ける3輪以上の <u>法第4</u>	7 法 <u>附則第30条第7項</u> の規定の適用を受ける3輪以上のガソリ
46条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及	ン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第32条の規

び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用の ものに限る。) に対する第32条の規定の適用については、当該ガ ソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日まで の間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指 定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限 り、同条第2号イ中「3,900円」とあるのは「2,000 円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「3,500円」 とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリ8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリ ン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗 用のものに限る。)に対する第32条の規定の適用については、当 該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日 までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番 号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割 に限り、同条第2号イ中「3,900円」とあるのは「3,00 0円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「5,200 円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日 から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場 合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン 軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に 初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の 種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

ン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗 用のものに限る。)に対する第32条の規定の適用については、当 該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日 までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽 自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月 1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受け た場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の 表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第15条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 第15条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3

旧

輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受 ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするとき は、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定す る国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当 該判断をするものとする。

2、3 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

|第23条||所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の|第23条||所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の 影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令 和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、 市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小によ り生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻 しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する 指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日 の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻 請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を 支出したものとみなして、第14条の4の規定を適用する。

輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受 ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするとき は、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定す る国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当 該判断をするものとする。

2、3 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令 和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症 特例法」という。) 第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長 が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生 じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを 請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定 期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属 する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求 権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出 したものとみなして、第14条の4の規定を適用する。

第2条 和泉市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(種別割の税率)	(種別割の税率)
第32条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税	第32条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税
率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。	率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1)原動機付自転車	(1)原動機付自転車
ア〜ウ 略	ア〜ウ 略
エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪	エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪
距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が	距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が
0. 5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されてい	O. 5メートル以下であるもの <u>及び</u> 側面が構造上開放されて
る車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のも	いる車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪の
の及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67	ものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの
号) 第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付	又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額
<u>自転車</u> を除く。)で、総排気量が O. O 2 リットルを超えるも	3,700円
の又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額	
3,700円	
(2)、(3) 略	(2)、(3) 略

第3条 和泉市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(個人の市民税の徴収の方法等)

第16条 個人の市民税は、第18条、第20条の6第1項、第2 第16条 市民税の徴収については、第18条、第20条の6第1 0条の9又は第23条の5の規定により特別徴収の方法による場 合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

略 2

森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収 する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第18条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年 第18条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年 の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日にお いて給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別 徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる 者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場 合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び 均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次 項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴 収する。

(1) 略

(2) 外国航路を航行する船舶に<u>乗り組む</u>船員で不定期に給与の支 (2) 外国航路を航行する船舶に<u>乗り込む</u>船員で不定期<u>の</u>給与の支

 \square

(市民税の徴収の方法)

項、第20条の9又は第23条の5の規定によって特別徴収の方 法による場合及び法第321条の8の規定によって申告納付の方 法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

2 略

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日にお いて給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別 徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められ る者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である 場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得 割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

(1) 略

旧

払を受ける者

- 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に 2 給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に 係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別 徴収の方法により徴収する。ただし、第15条第1項の申告書に 給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。
- 3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る 所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後におい て、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額 の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でな いと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与 所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法 により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情 がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方 法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特 別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法 により徴収するものとする。

4 略

払を受ける者

- 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に 給与所得以外の所得がある場合<u>においては</u>、当該給与所得以外の 所得に係る所得割額を同項の規定<u>によって</u>特別徴収の方法<u>によっ</u> て徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加 算して特別徴収の方法<u>によって</u>徴収する。ただし、第15条第1 項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方 法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。
- 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 略

旧

- 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該 5 年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を 生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して 新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規 定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務があ る者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によ り従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日 の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年 の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定に より特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係 る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により徴 収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴 収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額 を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出 が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴 収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでな V 1
- 6 特別徴収の方法<u>により</u>個人の市民税を徴収される納税義務者が 6 当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間 において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発
- 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該 年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を 生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して 新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規 定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務が ある者に限る。以下この項において同じ。) を通じて、当該異動に よって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなっ た日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が 翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規 定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所 得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法に よって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額) を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、 当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただ し、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の 方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、 この限りでない。
- 6 特別徴収の方法<u>によって</u>個人の市民税を徴収される納税義務者 が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの 間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が

生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により 徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当 該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において 給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してそ の年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等 で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限 り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全 部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日 までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収すること ができる額)を特別徴収の方法により徴収する。

(公的年金等に係る個人の市民税の特別徴収)

第20条の6 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属す 第20条の6 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属す る年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、か つ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項 の老齢等年金給付をいう。以下この章において同じ。)の支払を受 けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法により徴収するこ とが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを 除く。以下この章において「特別徴収対象年金所得者」という。) である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所 得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森

発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によ って徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及 び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間にお いて給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対し てその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手 当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるとき に限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等 の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、 同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収する ことができる額)を特別徴収の方法によって徴収する。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

る年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、か つ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項 の老齢等年金給付をいう。以下この章において同じ。)の支払を受 けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収する ことが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるもの を除く。以下この章において「特別徴収対象年金所得者」とい う。) である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金 等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義

林環境税額を含む。以下この条及び第20条の9において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第18条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第20条の9において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この章において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) 略

- (2)特別徴収の方法<u>により</u>徴収することとした場合には当該年度 において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認 められる者
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税の 2 うち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得制額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第17条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

務者に係る均等割額を第18条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第20条の9において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この章において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) 略

- (2)特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することとした場合には当該年 度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると 認められる者
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税の うち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所 得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別 徴収税額を控除した額を第17条第1項の納期のうち当該年度の 初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するもの において普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

旧

- 第20条の10 法第321条の7の7第1項又は第3項(これら)第20条の10 法第321条の7の7第1項又は第3項(これら の規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用す る場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されない こととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により 徴収されないこととなった日以後において到来する第17条第1 項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以 後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法 により徴収するものとする。
- 2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項に2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項に おいて読み替えて準用する場合を含む。) の規定により年金所得に 係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収 の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者 について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係 る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴 収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又 は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金 所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がな い場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係 る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第1 7条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金
- の規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用す る場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されな いこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によ って徴収されないこととなった日以後において到来する第17条 第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期におい て、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ち に、普通徴収の方法によって徴収するものとする。
 - おいて読み替えて準用する場合を含む。) の規定により年金所得に 係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収 の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得 者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に 係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別 徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額 又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年 金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が ない場合を含む。) において当該特別徴収対象年金所得者の未納に 係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第 17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に

新 旧 とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用するこ 係る徴収金に充当する。 とができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該 特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入 することを委託したものとみなす。 附則 附則 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第14条の2の2 略 第14条の2の2 略 2、3 略 2、3 略 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の 環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割 環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割 合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第15条の2 略 第15条の2 略 2 略 2 略 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の 種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を 種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を 乗じて計算した金額を加算した金額とする。 乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第4条 和泉市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

旧

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第15条の2の2 略

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給 与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載す べき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出 した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書 (その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当 該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提 出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないと きは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は 法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代え て当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第 1項の規定による申告書を提出することができる。

提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途 において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合に は、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からそ の異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、 施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則 で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第15条の2の2 略

- 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提 出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途に おいて当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合に は、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその 異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施 行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で 定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市

 \square

市長に提出しなければならない。

- その提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その 申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の 際に経由すべき給与支払者が施行令第48条の9の7の2におい て準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合に は、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代え て、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁 的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技 術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第 4項及び第23条の8第3項において同じ。)により提供すること ができる。
- いては、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事 項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払 者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を 受けた日」とする。

長に提出しなければならない。

- 4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書が 3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出 の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書 は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
 - 際に経由すべき給与支払者が施行令第48条の9の7の2におい て準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合に は、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代え て、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁 的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技 術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第 4項及び第23条の8第3項において同じ。)により提供すること ができる。
- 6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用につ 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用につ いては、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事 項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払 者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を 受けた日」とする。

(和泉市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 和泉市税条例等の一部を改正する条例(令和4年和泉市条例第14号)の一部を次のように改正する。 第3条の表(和泉市税条例第14条の6の改正規定に係る部分に限る。)を次のように改める。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

- 第14条の6 所得割の納税義務者が、第13条第4項に規定する 第14条の6 所得割の納税義務者が、第13条第4項に規定する 確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎 となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定に より配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告 書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の 基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定 により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又 は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第1 4条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除す る。
- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控 除することができなかった金額があるときは、当該控除すること ができなかった金額は、施行令第48条の9の3から第48条の 9の6までに定めるところにより、前項の納税義務者に対しその 控除することができなかった金額を還付し、又は当該控除するこ とができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定 する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書
- 特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算 の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の 規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特 定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額 に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額 について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された 場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3 を乗じて得た金額を、第14条及び前3条の規定を適用した場合 の所得割の額から控除する。

 \square

除することができなかった金額があるときは、当該控除すること ができなかった金額は、今第48条の9の3から第48条の9の 6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除 することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同 項の申告書に係る年度分の個人の府民税若しくは市民税に充当 し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

新	旧
に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税、個人の	
市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは	
当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入す	
<u> </u>	
3 略	3 略

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第2条及び附則第4条第1項(この条例による改正後の和泉市税条例(以下「新条例」という。) 附則第15条の2第3項に係る部分を除く。) の規定 令和5年7月1日
- (2) 第3条並びに次条第1項並びに附則第4条第1項(新条例附則第15条の2第3項に係る部分に限る。)及び第3項の規定 令和6 年1月1日
- (3) 第4条及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の和泉市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第15条の2の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき和泉市税条例第15条の2の2第1項に規定する 給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受ける

べき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する 法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定 する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)を した同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下 この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をし た同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産 を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 新条例第32条第1号工及び附則第15条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、 令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の和泉市税条例附則第14条の2及び第1 4条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第14条の2の2の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第15条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 38 号

和泉市景観条例制定について

和泉市景観条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月12日提出

和泉市長 辻 宏康

理 由

良好な景観の形成に関する施策の実施を推進し、本市の魅力ある景観の形成に資するため、景観の形成に係る基本的な事項及び景観法(平成16年法律第110号)の施行に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第号

和泉市景観条例(案)

目次

- 第1章 総則(第1条—第8条)
- 第2章 行為の規制等(第9条―第21条)
- 第3章 景観重要建造物等(第22条—第25条)
- 第4章 表彰及び支援(第26条―第28条)
- 第5章 和泉市景観審議会(第29条)
- 第6章 雑則(第30条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観の形成に係る基本的な事項及び景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めることにより、本市における良好な景観の形成について、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、それぞれの連携と協力のもと、良好な景観の形成に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来にわたり、本市の自然、歴史及び文化を活かした潤いと愛着の感じられる魅力ある景観の形成に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。
- 2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち、建築物並びに屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件以外 のもので、規則で定めるものをいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している者又は市内に土地、建築物等を所有し、若しくは管理している者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(市の責務)

- 第3条 市は、良好な景観の形成に関する総合的かつ計画的な施策を実施しなければならない。
- 2 市は、法その他の景観の形成に関する法令による制度を積極的に活用し、良好な景観の形成に関する施策の実効性を高めるよう努めなければならない。
- 3 市は、良好な景観の形成に関する施策の実施に当たっては、市民及び事業者の理解と協力を得るよう努めなければならない。
- 4 市は、市民及び事業者の良好な景観の形成に関する意識を高めるとともに、知識の普及に努めなければならない。
- 5 市は、公共施設の整備を行うときは、良好な景観の形成において、先導的役割を果たすよう努めなければならない。
- 6 市は、必要があると認めるときは、国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体が出資する法人に対し、良好な景観の形成について協力を要請するものとする。

(市民の責務)

- 第4条 市民は、良好な景観の形成に関する理解を深めるとともに、自らが良好な景観を形成する主体であることを認識し、良好な景観の 形成に積極的に寄与するよう努めなければならない。
- 2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、良好な景観の形成に関する理解を深めるとともに、その事業活動が景観の形成に影響を与えるものであることを認識し、 専門的知識、経験等を活用して良好な景観の形成に配慮した事業活動を行うなど、良好な景観の形成に積極的に寄与するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。 (景観計画の策定等)
- 第6条 市長は、良好な景観の形成を推進するため、景観計画を定めるものとする。
- 2 市長は、景観計画の策定又は変更をしようとするときは、あらかじめ、和泉市景観審議会(第29条に規定する和泉市景観審議会をい う。以下同じ。)の意見を聴かなければならない。

(計画提案団体)

- 第7条 法第11条第2項の条例で定める団体は、景観計画の策定又は変更を提案しようとする土地の区域内の市民又は事業者と協働し、 当該土地の区域の良好な景観の形成を図ることを目的として活動を行っている団体であって、計画提案を行うことができる団体(次項に おいて「計画提案団体」という。)として、市長の認定を受けた団体とする。
- 2 計画提案団体の認定等について必要な事項は、規則で定める。

(計画提案に対する判断の手続)

第8条 市長は、法第12条の規定により、計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要があるかどうかを判断するに当たっては、あらかじめ、和泉市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第2章 行為の規制等

(景観計画の遵守)

- 第9条 景観計画区域内において、法第16条第1項又は第2項の規定による届出を要する行為をしようとする者は、当該行為が景観計画 に適合するようにしなければならない。
- 2 景観計画区域内において、次条第2項の規定による協議を要する行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に適合するように努めなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めたときは、景観計画に定められた行為の制限に関する事項の適用の一部を 除外することができる。

(事前協議)

- 第10条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に協議書を 提出し、当該届出の内容について協議しなければならない。
- 2 景観計画区域内において、大阪府屋外広告物条例(昭和24年大阪府条例第79号)第3条第1項の規定による許可を受けなければならない屋外広告物の表示若しくは掲出物件の設置又は同条例第15条第1項若しくは第2項の規定による許可を受けなければならない屋外広告物及び掲出物件の改造若しくは移転のうち、規則で定める行為をしようとする者は、あらかじめ市長と協議しなければならない。
- 3 前2項の規定による協議をした者は、その協議内容に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長と協議しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、事前協議を要しない。この場合において、 当該国の機関又は地方公共団体は、第2項の規定による協議を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しな ければならない。
- 5 市長は、前項後段の規定による通知があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとるべき措置について協議を求めることができる。

(届出を要する行為の追加)

第11条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年 法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号) 第2条第4項に規定する再生資源をいう。)その他の物件の堆積であって、規則で定めるものとする。

(行為の届出等)

- 第12条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出は、規則で定めるところにより行うものとする。
- 2 法第16条第1項又は第2項の規定による届出は、法令等の手続前(法令等の手続を伴わない行為にあっては、当該行為の着手前)に

行わなければならない。

- 3 前条に規定する行為に係る法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の規定による届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。
- 4 第10条第4項又は法第16条第5項後段の規定による通知は、規則で定めるところにより行うものとする。
- 5 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号の条例で定める図書は、規則で定める図書とする。 (変更等の届出)
- 第13条 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了するまでの間に、氏名若しくは住所(法人その他の団体にあっては、その名称又は所在地)又は当該届出に係る行為の着手予定日若しくは完了予定日に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
- 2 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を取りやめたときは、速やかに、規則で定めるところにより、市 長に届け出なければならない。

(適用除外)

- 第14条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- (1) 建築物の建築等であって、規則で定めるもの
- (2) 工作物の建設等であって、規則で定めるもの
- (3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為であって、規則で定めるもの
- (4) 他の法令に基づく許可、届出等を要する建築物の建築等又は工作物の建設等であって、規則で定めるもの
- (5) 次に掲げる変更に係る行為
 - ア 法第16条第3項の規定による勧告による変更
 - イ 法第17条第1項又は第5項の規定による処分による変更
 - ウ 次条の規定による助言又は指導による変更

- エ アからウまでに掲げるもののほか、規則で定める軽微な変更
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為

(助言及び指導)

第15条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講じるよう助言し、当該届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講じるよう指導することができる。

(行為の完了の届出)

第16条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、遅滞なく、規則で定めると ころにより、市長に届け出なければならない。

(勧告)

- 第17条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者が、前条の規定による届出を行わないときは、その者に対して、 当該届出を行うよう勧告することができる。
- 2 市長は、法第16条第3項又は前項の規定による勧告をしようとする場合において、必要があると認めるときは、和泉市景観審議会の 意見を聴くものとする。

(公表)

- 第18条 市長は、法第16条第3項又は前条第1項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、その者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び所在地)並びに当該勧告の内容を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の 出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、和泉市景観審議会の意見を聴かなければならない。 (特定届出対象行為)

第19条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち、同項の規定による届出を要するものとする。

(変更命令等の手続)

第20条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、和泉市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(届出を要しない行為の景観計画への適合)

第21条 景観計画区域内において、法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為及び第11条に規定する行為をしようとする者は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出を要しない場合であっても、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

第3章 景観重要建造物等

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の手続等)

- 第22条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定し、又は法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ、和泉市景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 3 前2項の規定は、法第27条第1項若しくは第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第1項若しくは第2項の 規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の原状回復命令等の手続)

第23条 市長は、法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定による命令又は法第26条若しくは法第3 4条の規定による命令若しくは勧告をしようとするときは、あらかじめ、和泉市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第24条 法第25条第2項の規定により条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 修繕を行うときは、原則として当該修繕前の外観を変更しないこと。
- (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上必要な措置を講じること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置を講じること。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

- 第25条 法第33条第2項の規定により条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。
- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病原虫の駆除その他の必要な措置を講じること。
- (3)前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要な措置を講じること。 第4章 表彰及び支援

(表彰)

- 第26条 市長は、本市における良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物、屋外広告物、まちなみ等について、その 所有者、設計者、工事施工者等を表彰することができる。
- 2 市長は、本市における良好な景観の形成に寄与していると認められる市民、事業者等による活動、功績等について、その主体となった 個人又は団体を表彰することができる。
- 3 市長は、前2項の規定による表彰をしようとするときは、あらかじめ、和泉市景観審議会の意見を聴かなければならない。 (良好な景観の形成に寄与する活動に対する支援)
- 第27条 市長は、市民、事業者等が行う良好な景観の形成に関する自主的な活動を促進するため必要があると認めるときは、技術的な助 言その他の支援を行うものとする。

(景観協定の締結及び適正な運用に係る支援)

- 第28条 法第81条第1項の規定により景観協定を締結しようとする者は、市長に対し、必要な支援を求めることができる。
- 2 市長は、法第83条第1項の規定による認可を行ったときは、当該認可に係る景観協定の適正な運用について、必要な支援を行うよう

努めるものとする。

第5章 和泉市景観審議会

(和泉市景観審議会)

- 第29条 市長の諮問に応じて、この条例によりその権限に属することとされた事項について調査審議するため、和泉市景観審議会を置く。
- 2 和泉市景観審議会は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 住民団体の代表者
- (5) 公募による市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、和泉市景観審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。 第6章 雑則

男り早 雅!

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。ただし、第9条第2項、第10条第2項及び第11条の規定は、令和6年1月1日から 施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において現に着手している行為及び施行日から30日以内に着手する行為については、 第2章の規定は、適用しない。ただし、施行日以後に行われる法第16条第1項の規定による届出に係る行為については、この限りでない。
- 3 施行日の前日までに、大阪府景観条例(平成10年大阪府条例第44号。以下「府条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為であって、施行日以後において本市が処理することとなる事務に係るものは、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 施行日から市の景観計画の効力が生ずる日の前日までの間(以下「移行期間」という。)は、大阪府景観計画(平成24年大阪府告示第 614号)を市の景観計画とみなす。
- 5 移行期間は、第14条に規定する法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、府条例第12条に規定する行為とする。
- 6 附則第8項の規定による改正前の和泉市附属機関に関する条例(昭和32年和泉市条例第43号)第1条の規定により置かれた和泉市 景観計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)は、第29条の規定により置かれた和泉市景観審議会となり、同一性をもって存続す るものとする。
- 7 この条例の施行の際現に策定委員会の委員である者は、施行日に、第29条第3項の規定により、委員として委嘱されたものとみなす。 この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、施行日における策定委員会の委員と しての任期の残任期間と同一の期間とする。

(和泉市附属機関に関する条例の一部改正)

8 和泉市附属機関に関する条例の一部を次のように改正する。 次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新		旧		
(設置)		(設置)		
第1条 法律に定めがあるもの又は別に条例に定めるものを除くほ		第1条 法律に定めがあるもの又は別に条例に定めるものを除くほ		
か、市が設置する執行機関	か、市が設置する執行機関の附属機関を次のとおりとする。		か、市が設置する執行機関の附属機関を次のとおりとする。	
(1)市長の附属機関	(1) 市長の附属機関		(1) 市長の附属機関	
名称	担任する事務		名称	担任する事務
	(中略)			(中略)
和泉市児童福祉審議会	略	和泉市	市児童福祉審議会	略
		和泉市	市景観計画策定委員会	景観法(平成16年法律第110号)第8
				条第1項に規定する景観計画の策定その他
				良好な景観の形成に必要な事項に係る調査
				審議に関すること。
	(以下略)			(以下略)
(2) 略		(2) H	格	

議案第 39 号

和泉市観音寺地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例制定について

和泉市観音寺地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月12日提出

和泉市長 辻 宏康

理 由

建築基準法(昭和25年法律第201号)第68条の2第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画観音寺地区地区計画の区域内における 建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能及び健全な都市環境の形成を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第号

和泉市観音寺地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画観音寺地区地区計画(以下「観音寺地区地区計画」という。)の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能及び健全な都市環境の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において用語の定義は、法、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)及び観音寺地区地区計画の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、観音寺地区地区計画の区域内のうち、地区整備計画が定められた区域に適用する。

(用途に関する制限)

第4条 別表(い)欄に掲げる建築物は、建築してはならない。

(敷地面積に関する制限)

- 第5条 建築物の敷地面積は、別表(ろ)欄に掲げる数値以上でなければならない。
- 2 前項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地(同項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地を除く。)について、その全部を一の敷地として使用する場合においては、同項の規定は、適用しない。

(外壁の後退距離に関する制限)

第6条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から地区境界線又は道路境界線までの距離は、別表(は)欄に掲げる数値以上でなければならない。

(建築物の高さに関する制限)

第7条 建築物の高さは、別表(に)欄に掲げる数値を超えてはならない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

- 第8条 法第3条第2項の規定により第6条の規定の適用を受けない建築物(以下「外壁後退既存不適格建築物」という。)について、増築又は改築をする場合においては、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対しては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第6条の規定は、適用しない。
- 2 外壁後退既存不適格建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規 定にかかわらず、第6条の規定は、適用しない。
- 3 外壁後退既存不適格建築物の用途を変更する場合(増築又は改築をする場合を除く。)においては、法第87条第3項の規定にかかわらず、第6条の規定は、適用しない。

(建築物に関する制限の特例)

第9条 この条例の規定は、市長が観音寺地区地区計画の方針に沿うと認め、又は公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと 認めて許可した場合においては、適用しない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

- 第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
- (1) 第4条から第7条までの規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計者に従わ

ないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)

- (2) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (3) 建築物の敷地面積を減少させたことによって第5条第1項の規定に違反した場合における当該敷地の所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第1号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主又は建築設備の設置者に対して同項の罰金刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、第1項の違反行為をした場合に おいては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従 業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人につ いては、この限りでない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第4条—第7条関係)

(い) 用途に関する制限	(ろ)敷地面積に関	(は) 外壁の後退距離に関す	(に) 建築物の高さに関する制限
	する制限	る制限	
次に掲げる建築物は建築してはならない。	1,000平方メ	建築物の外壁又はこれに代	建築物の高さは、次の各号に掲
(1) 住宅	ートル	わる柱の面から次の各号の境	げる場合において、それぞれ当該
(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿		界線までの距離は、当該各号	各号に定める高さを超えてはなら
(3) 法別表第2 (に) 項第3号に掲げるもの		に定めるとおりとする。	ない。ただし、第2号の適用にお
(4) ホテル又は旅館		(1)計画図に表示する壁面	いて、階段室、昇降機塔、装飾

- (5) 自動車教習所
- (6) 法別表第2(ほ)項第2号に掲げるもの
- (7) 法別表第2(ほ)項第3号に掲げるもの
- (8) 学校(幼保連携型認定こども園を除 <。)
- (9) 神社、寺院、教会その他これらに類する **₺**の
- (10) 公衆浴場
- (11) 老人ホーム、福祉ホームその他これら に類するもの
- (12) 老人福祉センター、児童厚生施設その 他これらに類するもの
- (13) 自動車車庫(附属車庫を除く。)
- (14) 倉庫(附属倉庫を除く。)
- (15) 畜舎(ペットショップ又は動物病院に 附属するものを除く。)

ートル以上

ートル以上

の位置を3メートル以上 塔、物見塔、屋窓その他これらに に制限する境界線 3メ 類する建築物の屋上部分の水平投 影面積の合計が当該建築物の建築 (2) 計画図に表示する壁面 面積の8分の1以内のものは、そ の位置を6メートル以上の部分の高さのうち5メートルま に制限する境界線 6メ では、当該建築物の高さに算入し ない。

- (1) 計画図に表示する建築物の 高さを12メートルに制限す る境界線から10メートル以 内の範囲 12メートル
- (2) 前号に掲げるもの以外の節 囲 15メートル

議案第 40 号

和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

和泉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月12日提出

和泉市長 辻 宏康

理 由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号)の一部改正に伴い、急速充電設備に関する規定その他所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市火災予防条例の一部を改正する条例(案)

第1条 和泉市火災予防条例(昭和37年和泉市条例第11号)の一部を次のように改正する。 次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(避雷設備)	(避雷設備)
第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規	第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規
格 (産業標準化法 (昭和24年法律第185号) 第20条第1項の	格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の
日本産業規格をいう。 <u>以下同じ。</u>)に適合するものとしなければな	日本産業規格をいう。)に適合するものとしなければならない。
らない。	
2 略	2 略
(喫煙等)	(喫煙等)
第23条 略	第23条 略
2 略	2 略
	3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、
	別に定めるものとしなければならない。
3 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除	4 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除
く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区	く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区
分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならな	分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならな

新

旧

1

(1) 略

- (2)前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。)
- 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。
- 5 <u>第3項第2号</u>に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないこと

V 10

(1) 略

(2)前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(併せて図記号による標識を設けるときは、別に定めるものとしなければならない。)

5 <u>前項第2号</u>に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに 客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設 けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に 喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全 面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認 める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことが

新	旧
ができる。	できる。
6、7 略	6、7 略

第2条 和泉市火災予防条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(急速充電設備)	(急速充電設備)
第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動	第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動
車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機	車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律
<u>その他これらに類するもの</u> をいう。以下同じ。)に <u>コネクター(充</u>	第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10
電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同	号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)を
じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを	いう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キ
除く。)を <u>いい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及</u>	ロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを
び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、	除く。)を <u>いう</u> 。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げ
変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。) により構成され	る基準によらなければならない。
<u>るものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下</u>	
同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければ	
ならない。	
(1)急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が	(1)急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が

旧
- 認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除
く。) を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以
上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外
壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。
(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。
(3) ~ (5) 略
(6) <u>急速充電設備</u> と電気自動車等が確実に接続されていない場合に
は、充電を開始しない措置を講ずること。
(7) <u>急速充電設備と電気自動車等の接続部に</u> 電圧が印加されている
場合には、当該 <u>接続部が</u> 外れないようにする措置を講ずること。
(8) ~ (10) 略
(11)急速充電設備を手動で <u>緊急停止させることができる措置を講</u>
<u>ずる</u> こと。

<u>することができる箇所に設ける</u>こと。

新	旧
(12) <u>急速充電設備と電気自動車等</u> の衝突を防止する措置を講ずる	(12) <u>自動車等</u> の衝突を防止する措置を講ずること。
こと。	
(13)コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置	(13)コネクター (充電用ケーブルを電気自動車等に接続するため
を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものに	<u>の部分をいう。以下この号において同じ。)</u> について、操作に伴
あっては、この限りでない。	う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクター
	に十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。
(14)、(15)略	(14)、(15)略
(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、	(16)急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、
当該蓄電池 (主として保安のために設けるものを除く。) につい	当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。
て次に掲げる措置を講ずること。	
ア〜エ略	ア〜エ 略
(17)急速充電設備のうち分離型のものにあっては、充電ポストに	
蓄電池 (主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しな	
<u>いこと。</u>	
(18)、(19)略	<u>(17)、(18)</u> 略
2 略	2 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 第2条の規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の和泉市火災予防条例(以下「新条例」という。)第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 42 号

和泉市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月12日提出

和泉市長 辻 宏康

理 由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)の改正に伴い、多機能端末機でスマートフォンを利用して印鑑登録証明書の交付を受けられるよう、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市印鑑登録及び証明に関する条例(昭和55年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。 次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新

(多機能端末機による印鑑登録の証明)

第14条の2 第13条第2項及び第3項並びに前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者が、利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)を利用することにより、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、当該端末機を利用する者が自ら必要な操作を行うことにより、証明書を交付する機能を有するものをいう。)で、印鑑登録の証明を受けることができる。ただし、印鑑登録の証明を受けようとする者は、公的個人認証法第38条第1項の規定による利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認及び電子利用者証明(公的個人認証法第2条第2項に規定する電子利用者証明をいう。)が有効にな

旧

(多機能端末機による印鑑登録の証明)

第14条の2 第13条第2項及び第3項並びに前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(以下「個人番号カード」という。)に記録されている利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)を利用することにより、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、当該端末機を利用する者が自ら必要な操作を行うことにより、証明書を交付する機能を有するものをいう。)で、印鑑登録の証明を受けることができる。ただし、印鑑登録の証明を受けようとする者が、個

新	旧
されたことの確認を受けることができない限り、印鑑登録証明書	人番号カードを提示し、かつ、公的個人認証法第38条第1項の
の交付を受けることができない。	規定による利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの
	確認及び電子利用者証明(公的個人認証法第2条第2項に規定す
	る電子利用者証明をいう。)が有効になされたことの確認を受け
	ることができない限り、印鑑登録証明書の交付を受けることがで
	きない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 43 号

和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月12日提出

和泉市長 辻 宏康

理 由

「放課後児童健全育成事業」の実施について(令和5年4月12日付けこ成環第5号こども家庭庁成育局長通知)の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第号

和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)

和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年和泉市条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(職員)	(職員)
第10条 略	第10条 略
2 略	2 略
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であっ	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であっ
て、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第	て、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第
252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したもの	252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したもの
(職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務	でなければならない。
に従事することとなってから2年以内に研修を修了することを予	
<u>定している者を含む。)</u> でなければならない。	
(1)~(10) 略	(1)~ (10) 略
4、5 略	4、5 略

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 規定は、令和5年4月1日から適用する。